

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和8年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	県内各市町	特定疾患治療	51	*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象疾病の拡大)	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成12年 9月診療分
	県内各市町	小児慢性特定疾患治療	52	*国が行う小児慢性治療研究事業の制度を拡大(対象範囲の拡大) 18歳未満の者(治療を要する場合は20歳未満まで延長)	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	
	宇都宮市	小児慢性特定疾患治療	52	*国が行う小児慢性治療研究事業の制度を拡大(対象範囲の拡大) 18歳未満の者(治療を要する場合は20歳未満まで延長)	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	
	県内各市町	乳幼児	60	3歳未満の乳幼児(3歳に達する日の属する月までの者) *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とする)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成18年 4月診療分
	宇都宮市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	小学校6年生までの者	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等	平成20年 10月診療分
	21市町※1	乳幼児	60	*平成18年4月診療分から受託している乳幼児医療について、食事療養費の負担額変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外) 3歳未満の乳幼児(3歳に達する日の属する月までの者) *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とする)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成22年 4月診療分
	那須塩原市 (*)	子ども	80	3歳到達月の翌月から6歳到達後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	那須塩原市・大田原市・那須町の医療機関等	
	宇都宮市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療について、食事療養費の負担額変更 小学校6年生までの者	なし		対象外	市内の医療機関等	
	日光市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	日光市内の医療機関等	平成24年 4月診療分
	芳賀町 (*)	乳幼児	60	*平成18年4月診療分から受託している乳幼児医療について、食事療養費の負担額変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外) 3歳未満の乳幼児(3歳に達する日の属する月までの者) *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とする)	なし		対象外	県内の医療機関等	
※1 栃木県内27市町中、真岡市、さくら市・茂木町・市貝町・芳賀町・高根沢町については、食事標準負担額を引続き助成対象とする。									

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
栃木県	宇都宮市	重度心身障がい者	81	・身体障がい者手帳1・2級の人と同程度の障がいのある方 *身体障がい者手帳3・4級と同程度の障がいがあり、知能指数が36以上50以下(療育手帳B1)を併せて持つ方 ・知能指数が35以下(療育手帳A・A1・A2)の方 *身体障がい者手帳3・4級と同程度の障がいがあり、知能指数が36以上50以下(療育手帳B1)を併せて持つ方 注: 小学校6年生までは、こども医療で対応	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
	芳賀町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	3歳以上(3歳に達する日の属する月の翌月から)中学生まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者②ひとり親家庭等③乳幼児の順	なし		対象外	町内の 医療機関等	
		重度心身障害者	81	1. 身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1・A2の者 2. 3歳以上(3歳に達する日の属する月の翌月から)中学生まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者②ひとり親家庭等③乳幼児の順					
		ひとり親家庭等	82	1. ひとり親家庭の児童または養育者が養育する児童 2. 3歳以上(3歳に達する日の属する月の翌月から)中学生まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者②ひとり親家庭等③乳幼児の順					
	宇都宮市 (*)	こども (県の事業の上乗せ分)	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) 小学校6年生までの者	なし		対象外	県内の 医療機関等	
	栃木市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
	佐野市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	佐野市内の 医療機関等	
	小山市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	満3歳に達する日の属する月の翌月から満12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	小山市内の 医療機関等	
	日光市	重度心身障害者	81	1.身体障害者手帳1級・2級の方 2.知能指数が35以下の知的障がいの方(療育手帳A1・A2) 3.身体障害者手帳3級・4級であって、かつ知能指数が50以下の知的障がい者と判定された方 *中学校3年生までは、こども医療で対応	なし		対象外	県内の 医療機関等	
	野木町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	野木町、小山市、下野市、上三川町内の 医療機関等(上三川町内の 歯科を除く。)	
	那須烏山市 (*)	乳幼児	60	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、食事標準負担額の助成を拡大 (食事標準負担額助成対象外→食事標準負担額助成対象に拡大) 3歳未満の乳幼児(3歳に達する日の属する月までの者) *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	日光市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象医療機関等を拡大 (日光市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) 3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	
	足利市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	足利市内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月			
					入院	入院外						
栃木県	岩舟町	こども (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年9月診療分			
	市貝町	こども (県の事業の上乗せ分)	80	満3歳に達する日の属する月の翌月から満6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	芳賀郡市内(真岡市、市貝町、芳賀町、益子町、茂木町)を所在地とする保険医療機関等	平成25年11月診療分			
	鹿沼市	こども (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	市内の医療機関等	平成26年4月診療分			
	大田原市	こども (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	那須郡市内(大田原市・那須塩原市・那須町)の医療機関等				
	那須町	こども (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	町内の医療機関等				
	日光市 (*)	こども (県の事業の上乗せ分)	80	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 3歳に達する日の属する月の翌月から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等				
	野木町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象医療機関等を拡大(壬生町の協力医療機関を追加) 3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	野木町、小山市、下野市、上三川町内の医療機関等(上三川町内の歯科を除く。)及び壬生町の協力医療機関	平成26年7月診療分			
	下野市	こども (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等				
	鹿沼市 (*)	こども (県の事業の上乗せ分)	80	*平成26年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大(鹿沼市内の医療機関等→鹿沼市内及び旧西方町の医療機関等に拡大) 3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	鹿沼市内及び旧西方町の医療機関等				
	栃木市 (*)	こども (県の事業の上乗せ分)	80	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年10月診療分			
	県内各市町	特定医療費 (既認定者)	90	国が行う特定医療費(指定難病)の制度を拡大(対象疾病の拡大)	・自己負担上限額を限度として医療費の2割まで ・受診した複数の医療機関等の自己負担額を全て合算した上で自己負担限度額を適用		食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	平成27年1月診療分			
		特定医療費 (新規認定者)	90				対象外					
	県内各市町 (*)	特定疾患治療研究事業	51	*難病の患者に対する医療等に関する法律の制定に伴い、特定疾患(国が行う特定疾患治療研究事業の制度拡大分)については、平成26年12月診療分までの取扱い。					平成26年12月診療分までの取扱い			
	県内各市町 (宇都宮市を除く) (*)	小児慢性特定疾患治療研究事業	52	*児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、小児慢性特定疾患治療(国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業の制度拡大分)については、平成26年12月診療分までの取扱い。								
	宇都宮市 (*)	小児慢性特定疾患治療研究事業	52	*児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、小児慢性特定疾患治療(国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業の制度拡大分)については、平成26年12月診療分までの取扱い。								

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	真岡市	こども (県の事業の上乗せ分)	80	学童期のこども (小学校就学から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成27年 4月診療分
	那須烏山市	こども (県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)			食事標準負担額を助成		
	上三川町	児童 (県の事業の上乗せ分)	80	学齢期の児童 (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)			対象外		
	壬生町	こども (県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)			対象外		
	那珂川町	こども (県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)			対象外		
	19市町 ※2 (*)	乳幼児	60	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (3歳に達する日の属する月までの者→6歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大) 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし	対象外	県内の医療機関等		
	真岡市 さくら市 茂木町 市貝町 高根沢町 (*)	乳幼児	60	*平成18年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (3歳に達する日の属する月までの者→6歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大) 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし	食事標準負担額を助成			
	那須烏山市 (*)	乳幼児	60	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (3歳に達する日の属する月までの者→6歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大) 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし	食事標準負担額を助成			
	栃木市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 (3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで→学齢期のこどもに変更) 学齢期のこども (小学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	対象外			
佐野市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 (3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで→学齢期のこどもに変更) 学齢期のこども (小学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	対象外	市内の医療機関等			
※2 栃木県内25市町中、真岡市・さくら市・茂木町・市貝町・高根沢町・那須烏山市以外。									

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
栃木県	小山市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 （3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日まで→学童期のこどもに変更） 学童期のこども （小学校就学から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		対象外	市内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
	日光市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 （3歳に達する日の属する月の翌月から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで→小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者に変更） 小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	
	芳賀町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 （3歳以上（3歳に達する日の属する月の翌月から）中学生まで→学齢期のこどもに変更） 学齢期のこども （小学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） *3事業の優先順位は①重度心身障害者②ひとり親家庭等③乳幼児の順	なし		対象外	町内の 医療機関等	
	野木町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更し、対象医療機関等を拡大 （3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日まで→学童期のこどもに変更） （野木町、小山市、下野市、上三川町内の医療機関等（上三川町内の歯科を除く。）及び壬生町の協力医療機関→県内の医療機関等に拡大） 学童期のこども （小学校就学から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の 医療機関等	
	那須町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成26年4月診療分から受託している乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 （3歳に達する日の属する月の翌月から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで→小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までに変更） 小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	町内の 医療機関等	
	足利市 鹿沼市 大田原市 那須塩原市 下野市 市貝町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*県の事業（60.09.***）の対象年齢の拡大に伴い、県の事業へ移行するため取扱いを終了				平成27年3月診療分までの取扱い	
	下野市	こども （県の事業の 上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 7月診療分
	宇都宮市 鹿沼市	こども （県の事業の 上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
	さくら市	児童 （県の事業の 上乗せ分）	80	義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		食事標準 負担額を助成		
	塩谷町	こども （県の事業の 上乗せ分）	80	義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	野木町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（学童期のこども→学齢期のこども） 学齢期のこども （小学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
	那須町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	平成27年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象医療機関等を拡大（町内の医療機関等→県内の医療機関等） 小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外		
	市貝町	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年7月診療分
	栃木市	重度心身障害者	81	1.身体障害者手帳1級・2級の方 2.知能指数35以下の方（療育手帳がA1・A2） 3.身体障害者手帳が3級・4級かつ知能指数50以下の方 *中学校3年生までは、こども医療で対応	なし		対象外	県内の医療機関	平成29年4月診療分
	真岡市	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		食事標準負担額を助成		
	高根沢町	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年4月診療分
	益子町	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年10月診療分
	足利市	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
	那須塩原市	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	
	茂木町	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象	県内の医療機関等	
		ひとり親家庭	82	満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童がいるひとり親家庭の保護者	なし		対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
栃木県	下野市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳に拡大） 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分	
	芳賀町（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（町内の医療機関等→県内の医療機関等） 学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等		
	芳賀町	重度心身障害者	81	*平成24年10月診療分から受託している重度心身障害者医療について、制度変更に伴い取扱いを終了						平成31年3月診療分までの取扱い
		ひとり親家庭等	82	*平成24年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、制度変更に伴い取扱いを終了						
	小山市（＊）	こども（県の事業に上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大し、対象医療機関等を拡大（12歳→15歳に拡大） 義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年10月診療分	
	佐野市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（市内の医療機関等→県内の医療機関等） 学齢期のこども（小学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分	
	日光市（＊）	重度心身障がい者	81	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、子ども医療助成から重度心身障がい者医療費助成に移行する年齢の変更（18歳になって最初の4月1日から→中学1年生（満12歳になって最初の4月1日）） 1.身体障害者手帳1級・2級の方 2.知能指数が35以下の知的障がいの方（療育手帳A1・A2） 3.身体障害者手帳3級・4級であって、かつ知能指数が50以下の知的障がい者と判定された方 *小学校6年生までは、こども医療で対応	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分	
	宇都宮市（＊）	こども（県の事業に上乗せ分）	80	*平成28年4月診療分から受託内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大（学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）→義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分	
	大田原市	こども（県の事業に上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分	
	佐野市（＊）	こども（県の事業に上乗せ分）	80	*令和2年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳） 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分	
	壬生町（＊）	こども（県の事業に上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（5歳→18歳） 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分	
	栃木市（＊）	重度心身障害者	81	*平成29年4月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象者を追加（精神障がい者保健福祉手帳1級の方を追加） 1.身体障害者手帳1級・2級の方 2.知能指数35以下の方（療育手帳がA1・A2） 3.身体障害者手帳が3級・4級かつ知能指数50以下の方 4.精神障がい者保健福祉手帳1級の方 *中学校3年生までは、こども医療で対応	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分	
	宇都宮市（＊）	重度心身障害者	81	*平成24年10月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象者を追加（精神障がい者保健福祉手帳1級の方を追加） ・身体障がい者手帳1・2級の人と同程度の障がいのある方 *身体障がい者手帳3・4級と同程度の障がいがあり、知能指数が36以上50以下（療育手帳B1）を併せて持つ方 ・知能指数が35以下（療育手帳A・A1・A2）の方 *身体障がい者手帳3・4級と同程度の障がいがあり、知能指数が36以上50以下（療育手帳B1）を併せて持つ方 ・精神障がい者保健福祉手帳1級の方 注：小学校6年生までは、こども医療で対応	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	足利市（＊）	こども（県の事業に上乗せ分）	80	*平成31年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳） 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	栃木市（＊）	こども	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日まで） 学齢期のこども（義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	宇都宮市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	足利市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	栃木市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	佐野市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	鹿沼市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	小山市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	真岡市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	大田原市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	那須塩原市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） （中学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	さくら市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	那須烏山市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	下野市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	日光市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	上三川町（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	益子町（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	茂木町（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	市貝町（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	芳賀町（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	壬生町（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	野木町（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	塩谷町（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	高根沢町（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	那須町（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	那珂川町（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	宇都宮市 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	足利市 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	栃木市 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	佐野市 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	鹿沼市 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	小山市 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	真岡市 （＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	大田原市 （＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	矢板市 （＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	那須塩原市 （＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	さくら市 （＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	那須烏山市 （＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	下野市 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	日光市 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	上三川町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	益子町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	茂木町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	市貝町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	芳賀町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	壬生町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	野木町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	塩谷町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	高根沢町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年 4月診療分
	那須町 (*)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	那珂川町（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	矢板市	こども （県の事業に上乗せ分）	80	中学生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	真岡市	小学生	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、現行小学生相当が使用している「80.09.009.5」の取り扱いについては、令和5年3月31日まで				令和5年3月診療分までの取扱い	
	鹿沼市	重度心身障害	81	1.身体障害者手帳1・2級又は同程度の障がいのある方 2.療育手帳のA1・A2又は知能指数が35以下と判定された方 3.身体障害者手帳3・4級及び同程度の障がいであって、療育手帳がB1又は知能指数が50以下と判定された障がいを重複している方 4.精神障害者保健福祉手帳1級の方 上記の障がいをもつ65歳未満の方が現物給付対象者 *高校3年生までは、こども医療優先	なし		対象外	鹿沼市内の医療機関等 （医科、調剤）	令和5年10月診療分
	小山市	重度心身障がい者	81	・身体障害者手帳1・2級と同程度の障がいのある者 ・知能指数が35以下の者（療育手帳A1・A2） ・身体障害者手帳3・4級と同程度の障がいがあり、かつ知能指数が50以下（療育手帳B1）の者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の者 ※小学校6年生までは、こども医療で対応	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	下野市	重度心身障がい者	81	・身体障がい者手帳1級・2級の方と同程度の障害のある方 ・療育手帳A1・A2または、知能指数35以下の判定を受けた方 ・身体障がい者手帳3級・4級と同程度の障がいがあり、知能指数50以下の判定を受けた方 ・精神障がい者保健福祉手帳1級の方 ※高校3年生までは、こども医療優先	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
栃木県	那珂川町	ひとり親	82	配偶者のない者であって、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している者及びその児童 ※高校3年生まではこども医療優先	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
栃木県	那珂川町	妊産婦	83	母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条の規定による妊娠の届出が、受理された日の属する月の初日(ただし、妊娠の届出が受理された日の属する月の初日以前についても明らかに妊娠に起因する産科的疾病のため受療した場合は、その受療日)から、出産(流産及び死産を含む)した日の属する月の翌末日までの女子 ※高校3年生まではこども医療優先	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
栃木県	矢板市	妊産婦	83	次の条件をすべて満たす方 ・矢板市に住所のある妊産婦(出産した月の翌末日まで)であること ・健康保険(社会保険、国民健康保険等)に加入していること ・他の医療費助成(生活保護、重度心身障害者医療費助成制度)を受けていないこと	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和8年 4月診療分
栃木県	那須町	ひとり親家庭	82	・配偶者のない者であって、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している者及びその児童 ・配偶者のない者であって、父母のいない満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している者及びその児童 ※高校3年生まではこども医療優先	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和8年 4月診療分
栃木県	那須町	妊産婦	83	「那須町に住所を有し、医療保険法の規定による被保険者又は被扶養者であって母子健康手帳の交付を受けた妊産婦」 ※高校3年生まではこども医療優先	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和8年 4月診療分
栃木県	那須塩原市(＊)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	中学校就学から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ※年齢で区分し、学生としての身分(留年などで19歳の年度になっても高校に在籍する場合)は対象外。 (年齢:15歳まで→18歳までに拡大)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和8年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。